

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

2011.4.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会

自立支援部自立支援課

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第69号

ケアマネ SAPPORO

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

1日も早い復旧と皆様のご健康を心からお祈りいたします。

難病相談活動の現況

北海道難病医療ネットワーク連絡協議会

難病医療専門員 看護師 蛸島八重子

1. はじめに

国の難病対策、重症難病患者の入院施設確保事業として北海道難病医療ネットワーク連絡協議会が発足して7年が経過しました。旧国立病院機構札幌南病院（現北海道医療センター）が北海道における神経難病拠点病院の指定を受けH16年4月から道の委託事業として開設されました。開設にあたり拠点病院内に相談室の設置・難病医療専門員1名を配置することが条件でした。

本ネットワーク事業は、入院施設の調整・紹介、神経難病に関する医療・療養の各種相談、医療従事者の研修企画・実施、関係機関との連携等を行い難病患者・家族が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるように支援することを目標としています。

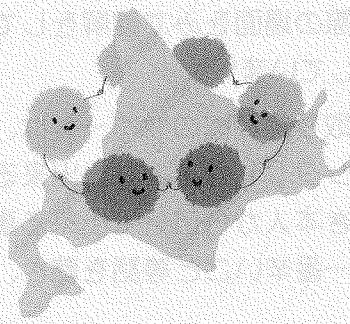
2. 関係機関との連携

神経難病は、脳や神経・筋に異常があこり正常に機能をしなくなるために起こる病気で、疾患によって症状はさまざま進行の仕方も違ってきます。多くは慢性に経過し本人・家族の心身、経済的にも負担を強いられる疾患です。

ネットワーク連携は、北海道医療センター神経

内科土井静樹医長が連絡協議会会長で、道内には道央6施設、道南1施設、道北4施設、十勝1施設、根釧1施設、オホーツク1施設の14基幹協力医療機関、その他の協力医療機関13施設があり、年2回ネットワーク会議を開催しネットワーク活動の報告等情報交換をとおし連携しています。

対象疾患は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者を主体に、脊髄小脳変性症、多発性硬化症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症等の神経難病患者までありいろいろな角度からのアプローチを要する状況の方が少なくありません。難病医療専門員一人ではできることにも限界があり、北海道内の保健所保健師（難病担当）と連携し活動しています。日々の業務を通じて保健師さんは、特定疾患患者さまの一番身近な相談者（新規・継続申請窓口）であるとともに、広大な北海道の難病ケアのリーダーであると実感しています。



3. 具体的な支援行動

①相談：電話・メール・来所・訪問

(北海道内全域)

②拠点病院 難病相談外来に同席

(相談外来申し込み受け付け窓口担当)

担当：連絡協議会会長である土井静樹Dr（主に）

予約制（1件のみ）で毎週月曜日14時から

③地域の取組へのサポート

- ・支援検討会への参加（患者宅訪問後に実施するケースもあります）

- ・難病検診への参加（保健所主催・難病連主催）

- ・拠点病院 神経・筋センター患者さまカンファレンス等へ参加

- ・患者会への参加（交流会・講演会等）

④医療従事者研修会企画・実施

相談対応は、病気の特質上自分の体が動かなくなる、話ができなくなる等、今まで出来たことが段々出来なくなることへの不安が大きいであろうことを配慮し、患者・家族の思いを大切にしています。疑問に思ったことや今後どうしたらよいか悩んでいることを聞き事例を紹介するなどして本人・家族の意思決定ができるような情報提供を心がけています。

相談のなかでは非自宅に来て話を聴いてほしいという方へは担当保健師・訪問Ns・ケアマネへ kontaktし同行していただくこともあります。

難病相談外来では、診断はついたが病気・病状、経過がどのようにしていくか等詳しく話を聴きたいと本人・家族からの申し込みもあります。担当の神経内科Drから生活面で困難になることなど十分に時間をかけて話を聴き相談にあたっています。相談経過で人工呼吸器や気管切開、PEG等写真やビデオだけではイメージつかないことがあるので事前に承諾をいただき病棟に訪問し実際の場面をみて理解をしてもらえるようサポートしています。

地域の取り組みへのサポートは、保健所保健師からの kontaktが主です。出来る限り訪問させていただき本人から自分で出来る事・してみたいこと・今一番辛いこと等話を聴き、状態像を把握

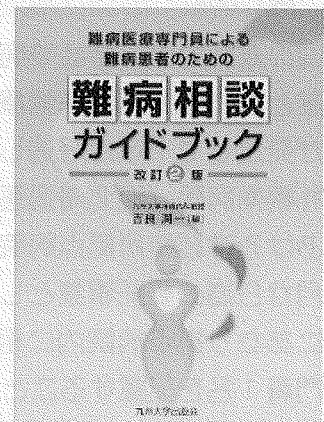
し支援検討会に参加させてもらっています。検討会では行政担当者・消防署担当者の参加もあり支援者間の情報共有の場ともなっています。

医療従事者への企画・実施では、新しい情報提供と相談事例等から地域支援者のニーズに出来るだけ近づけられるような企画を考えテーマを設定しています。

4. まとめ

患者さま・家族がどのような状況であっても、自分の思いや考えていることを表出していただくことを前提に支援の輪が広がることを願い活動しています。支援内容・距離的にも範囲は広くチームアプローチが欠かせない北海道における難病相談活動です。その助けとなっている活動指針マニュアルを紹介します。

タイトルは、「難病医療専門員による難病患者のための難病相談ガイドブック 改訂2版」です。



H23年1月に改定2版(H20年1月1版)の発刊)が発行されました。このガイドブックは全国の難病医療専門員が著者となっています、機会あれば手にとって参照して頂ければ幸いです。



難病に関する支援・お問い合わせはこちら
〒063-0005

札幌市西区山の手5条7丁目1-1
国立病院機構北海道医療センター内
北海道難病医療ネットワーク連絡協議会 難病相談室
TEL・FAX 011-611-5066

札幌市(保健所)からのお知らせ

難病・特定疾患に関する事業について

難病・特定疾患に関する事業は、主に、以下の事業があります。

- 1. 医療費助成事業**
- 2. 居宅生活支援事業**
- 3. 普及啓発事業**
- 4. その他の療養支援事業**

詳しくは、

「札幌市難病ガイドブック これだけは
知っておいてほしいこと」
「難病患者等居宅生活支援事業のご案内」のパンフレットをご覧ください。
ホームページ：札幌市難病ガイドブック
<http://www.city.sapporo.jp/eisei/nanryo/gaido/index.html>



1. 医療費助成事業

国では、症例数が少なく、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ生活面で長期にわたり支障がある130の疾患に関しての研究を実施しています。そのうち、診断基準が確立し、難治性で、重症度が高く、患者数が少ないために公費負担の形をとらないと原因の究明、治療法の開発に困難をきたす恐れのある56疾患に関しては、治療研究事業として、治療費の公費負担を行っています。

さらに、北海道の事業として、シェーグレン症候群等5疾患の医療費の公費負担を行っています。

※申請には、医師の臨床調査個人票等が必要となります。

2. 居宅生活支援事業

札幌市では、難病患者等*であって、日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等の便宜を必要とし、介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象とならない方を対象に、「難病患者等居宅生活支援事業」を行っています。

*難病患者等：国の研究対象となる130疾患および関節リウマチにより療養されている方

(1) ホームヘルプサービス事業

難病患者などの在宅療養を支援するために、ホームヘルパーの派遣を行います。

他の制度でヘルパー派遣が該当にならない方などが対象となり、日常生活の自立度によって派遣時間が異なります。生計中心者の前年所得税課税額によって自己負担額が生じる場合があります。

(2) 短期入所事業

介護を行う方が社会的・私的理で一時的に介護ができなくなった場合に、市内の医療機関などに入所することができます。理由によって、自己負担額が異なります。入所は原則7日以内です。

(3) 日常生活用具給付事業

身体障害者福祉法などの他制度を利用できない難病患者などを対象としています。生計中心者の前年所得課税額によって自己負担が生じる場合があります。

平成23年3月現在の給付品目＜便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす又は電動車いす、歩行支援用具、電気式たん吸引器、ネプライザー、パルスオキシメーター、意思伝達装置、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用ベッド、自動消火器＞

3. 普及啓発事業

北海道難病連に委託して、年4回の医療相談事業を実施しております。

また各区保健センターにて、医師や身体障害者更生相談所職員、患者会の方を講師とし、区職員・患者とその家族、支援事業者、ケアマネジャー等を対象に情報交換会・研修会等を行っております。

4. その他の療養支援事業

(1) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患の患者で、医師が診療報酬対象外の訪問看護を必要と認めた場合、年間260回を限度に訪問看護を実施しています。他の制度の訪問看護やヘルパー派遣と併用できます。

(2) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素療法を行っている方を対象に、酸素濃縮器や人工呼吸器の使用にかかる電気代の一部を助成しています。

詳しくは、各区保健センター

または、札幌市保健所健康企画課特定疾患担当

(011) 622-5151 まで

※申請受付は、お住まいの区保健センターとなります。

札幌市介護支援専門員連絡協議会の今後に向けて

ぜひ、多くの会員の参加により「これからの活動」を考えましょう。

今年の定期総会は5月12日に札幌市社会福祉総合センターで開催いたします。記念講演には、札幌市立大学看護学部のスードイ神崎和代教授に「認知症のメカニズムとコミュニケーション(仮)」と題してご講演をいただきます。長く米国などで実践されてきた先生の認知症に関する興味深いご講演をいただけるものと思っておりますので、ぜひ多くの会員にも聴講いただければと思ってあります。

記念講演終了後の定期総会では私たちの札幌市介護支援専門員連絡協議会という組織の「自立支援」に向けた短期・中期・長期に向けた計画が提案されます。

奥田前会長から託された当会の未来図は「自主運営」の「確固とした組織体制」の職能団体としての「完全体」でした。その目標に向けこの3年間、多くの役員の英知を集め組織基盤を固めてきました。まだまだ、「確固」とした「組織体制」とはいきませんが、それでもこの10月から「自主運営の自主組織」としての体裁をととのえ、そのシンボルとしての「専任の事務局員」も雇用することとなりました。

さあ、これから「ケアマネによるケアマネのためのケアマネ連携」のスタートを遅まぎながらするわけですが、まさにこれから私たちの真価を問われる活動となります。そのスタートラインを定める重要な総会となりますので、ぜひ多くの皆さんのご出席をいただき議論をしていきたいと考えてあります。

札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 村山 文彦

**重
要**

周知事項

事務局からのお知らせ

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課より関係機関・団体に対し、下記のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

「平成23年度から介護支援専門員の資格更新に係る北海道からの事務連絡は個々人のケアマネに対して送付されなくなります。

これは平成18年に介護支援専門員の更新制が導入され、その後5年間の更新研修の実施により、全ての現任の介護支援専門員に有効期限付(写真付)の介護支援専門員証が行き渡ったものと判断されるからです。

今後の介護支援専門員証の有効期限の管理はケアマネ本人及び事業所の管理者に委ねられますので、失効などにより業務に支障がでないよう留意して下さい」

※有効期間満了日を過ぎてしまった場合には、「再研修」を受け、新たに証の交付を受けなければ介護支援専門員としての仕事はできません。

証の交付を受ける前に介護支援専門員としての仕事を行うと、介護支援専門員の登録取り消し処分の対象となります。

特集

施設ケアマネからのメッセージ

施設における認知症ケアへの取り組みについて

介護付有料老人ホーム ラ・ナシカ ていね
鈴木 佳奈枝

私が当施設のケアマネジャーとなって4年の月日が経ち、入職当初は一人職種と言う肩身の狭さと知識不足で何度も挫折しそうになりましたが、当社では全国に拠点があり、1名の施設ケアマネジャーで運営している中でテレビ会議システムを導入し、連携を図る事でバーンアウトする事なく現在に至っています。

これから介護は認知症ケアが重要になっていくと言われていますが、入居による役割の喪失と環境変化から認知症の進行が加速しBPSDに発展するケースがあり、当施設においても職員の認知症に対する認識不足から、ご本人様が生活していく上でより良い環境を整える事が難しい現状がありました。

まずケアマネジャーが認知症の知識を高め、アドバイザー的役割となり、職員全員が社内研修に参加する事で、少しずつではありますが個々の職員がご本人様の内的世界を理解できるよう努力し、アセスメントの

視点を持つ事でサービス担当者会議の際に、より詳細な情報を共有化する事ができるようになりました。更にパターン化しやすいケアプランはニーズを個別化し、より具体的に表現する事でご本人様の思いを汲み取り、ご家族や職員に伝えられるよう配慮しています。

当施設で力を入れているトレーニングに参加して頂き筋力の維持・向上を図る事も、機能維持に繋がり、認知症の進行予防に役立っています。

ご家族様にケアパートナーとなって頂けるよう毎月認知症に対する説明を行い、症状の進行が気になる方には来所時や電話にてご本人の様子を説明し、看護職員と協力しながら早期の専門医受診・服薬調整を行っています。

これからも“パーソンセンタードケア”に近づけるようチームアプローチを続けて行きたいと思います。

特定施設の施設ケアマネが抱える現状と展望

有限会社ケイアンドケイ
介護付有料老人ホーム グランハイム旭ヶ丘
中川 淳哉

特定施設のケアマネは、介護職員だけではなく生活相談員、看護職員、機能訓練指導員など他職種と共にケアプランを作成する事となります。ケアプランを作成、評価するにあたり、いかに他職種の視点が異なり、それを一つの目標に向ける事が重要であるかという事と、ケアマネ自身が実際に現場に入ってプランの遂行状況を確認する事が何より重要である事に気付かされました。

また機能訓練については機能訓練指導員が主体となり、訓練内容を立案しケアプランに反映していますが、現実的に機能訓練指導員を担っている職種が機能訓練に精通した専門士を配置している施設は少なく、看護職員が機能訓練指導員として入居者様に関わっていることが多いと思われます。その為入居者様からは多様な機能訓練を希望される事が多い反面、機能訓練について知識、技術共に不足している現場にとって機

能訓練を取り入れたケアプランの作成には日々試行錯誤を繰り返している現状です。

特定施設に入居される方の多くが「終の住みか」として一大決心のもと入居を決断されますが、現実的には入院後病状が安定しない事やリハビリが長期化し、やむなく退居となるケースや認知症が進行しグループホームへ転居されるケース、医療ニーズが高くなり、医療設備の整った施設へ転居されるケースも少なくありません。

今後は早期に医療機関から施設でのリハビリに切り替え、結果として入居生活が続けられるような専門士の配置や経管栄養やインスリン管理など、在宅では当たり前のように生活できているケースが入居施設の中でも同じように生活できる看護体制などの施設基準の見直しや法整備がなされればと思います。

平成22年度札幌市介護支援専門員連絡協議会臨時総会の報告

去る3月15日（火）に開催されました標記総会について、下記のとおり報告及び議案が承認されましたことをお知らせいたします。

また、総会の開催要件につきましては、総会開催定足数が399名以上（総会員数1,197名の3分の1[会則第26条]）であり、委任状・書面表決書・当日出席者の総数が528名となりまして有効に総会が成立しましたことを併せてお知らせいたします。

【報告事項】

- ・第1号報告 法人化に向けての事務局移転について
- ・第2号報告 区支部機能・業務の改善について

報告事項につきましては、2月24日の第7回理事会で承認されております。

【議案事項】

- ・第1号議案 支部の設置及び運営に関する規則の一部改正について

書面表決承認116名、不承認1名、委任状376名、及び出席者賛成多数により第1号議案は承認されました。

※議決要件：会則第27条 出席した正会員の過半数をもって決する。

会則第28条 書面表決又は表決の委任をすることでその正会員は出席したものとみなす。

なお、このたび臨時総会のご案内が大変遅れましたことをお詫び申し上げます。

知つ得伝説

アセスメント

第2弾

アセスメント（課題分析）とプランニング（計画作成）はケアマネジメントの核となる機能です。

介護支援専門員は、アセスメントを行いケアプランを作成することで、ケアマネジメントのプロセスを実質的に始動させます。

また、支援が動き出した後も、モニタリングを行い再アセスメントすることで現行のケアプランの修正を行います。

（介護支援専門員 実務研修テキストP164より一部抜粋）

前回の話でアセスメントの大切さが良く分かったのですが、沢山ある項目をどのようにアセスメントするとよいのか？小耳に挟んだ話をこっそりとお伝えします。

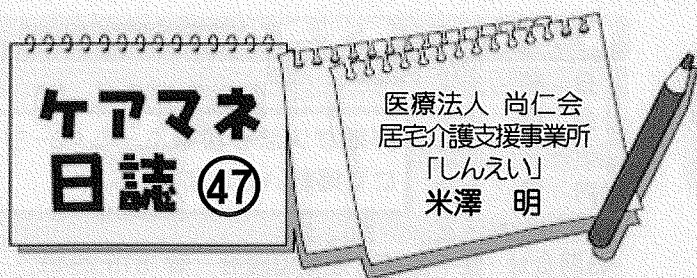
フルさん

アセスメントが途中半端だとケアプランのつじつまが合わなくなったり、プランがころころ変わる。とどのつまり、ケアマネの業務量が増えることになるとある管理者さんは話していました。

じゃあ、皆さんはどうしているか？というと話になりました。ある事業所では、毎週決まった曜日の朝30分程度でみんなの居宅サービス計画書を読み合せしているらしい。すると、誤字脱字がなくなり、このニーズにはこの目標でよいねって確認できるらしい。ある事業所では、管理者が目を通しているらしい。管理者は大変そう…と皆が同情、しかし管理者としては必要業務。またある事業所では、毎週決まった曜日に時間を取り、みんなでポジティブ思考での意見交換をしているらしい。最近は、特定事業所加算のこともあり、あの手この手のカンファレンスはよく聞かれる方法です。



実は私の事業所でも毎週1回、2時間程度時間を取り、ケア会議と称して一事例の検討を行っています。この方法をとり約1年となります。が、参加者から「すっきりした、視点が広がった、自分の癖に気がついた、これならやれそう」という意見が多く出来るようになりました。つつこつ、あれこれと考えをめぐらせながらアセスメントすることがポイントのようです。



寝たきりの方に地震の時の避難について聞かれた。「ドキッ」としたことありませんか？

「何か楽しいことを書いてもらいたいなあ。書けるよ。君なら大丈夫。」なんて言われてその気になって引き受けた。どんなことを書こうかなあ…なんて考えているうちに、あっという間に3月11日になってしまった。

いよいよ切羽詰ってきたなあ何でもいいから書き始めないといけないなあと思っていたら、なんだかぐらぐら体が揺れる。変だな貧血か？ いやいやそんなわけ無い！なんて頭の中で突っ込みを入れた時 「揺れてる、地震だ」と妻の声。ゆさゆさと大きく揺れる横揺れが続く。家中を見回すと、食器棚がゆらゆら動いている。ヨツバライのおじさんのように食器棚に近づき押さえてみる。動きが小さくなつた。これなら倒れないな、よかったです。食器が壊れたら後が大変だ。娘二人は、居間のテーブルの下に潜って「家がつぶれる壊れる」、「わたしあまり高校にも行ってないのに死ぬのは嫌だ」と騒いでいる。結構長い揺れだなと思ったのは1分半くらい経つ頃。ストーブの火が気になった。逃げなきゃ駄目かなと思った時に揺れは収まつた。「あっ、高い所に逃げないと津波が来る」と反射的に思ったのは、港町で生まれ育ち、そう教え込まれてきたからだった。これが私にとっての東北地方太平洋沖地震だった。

テレビで速報が流れるのを待つ。実家は釧路の近くで地震が多い。震源はどこだろう。速報では、宮城県の沖と言っている。津波が来るから早く逃げないと危ないなと思った。同時に、在宅で寝たきりの方や在宅酸素の方、認知症の方は無事に避難できるのだろうかと思った。

偶然にも、数日前に訪問した利用者宅で寝たきりの方を介護している家族の方に「もしも大きな地震とかがあって、どこかに避難しなければいけない時どうすればよいのか分からない。近くの公園が一時避難所になっているのは知っているし、泊まるのは近くの小学校だって言うのは知っているけど、そこから先はどうなの？何が情報はある？」と聞かれた。即答できず、区役所と地域

包括支援センターに問い合わせた。現在、取り組みが始まっているところとの回答だった。町内会など地域の組織が直接関係していくことが現実的なところとの話の印象だった。区役所・地域包括で問い合わせに対応してくれた方は、きちんと取り組んでいかなければならない事柄だと認識を示してくれた。ケアマネとして情報提供等関与できることは結構あるんじゃないかなと思った。

テレビでは、地震の被害が尋常ではないことを伝え始めた。たくさんの街が津波に流された事。原発や火力発電所が運転を停止している事。通信網の断絶。交通の遮断。火事。そして繰り返される余震。そのうちに原発に異常がある事。津波の規模が予想以上で被害が甚大である事が伝えられ始めた。土曜日と日曜日はテレビの前から離れられなかつた。なるべく多くの奇跡が起きるように祈るしかなかつた。打ちのめされた。元気いっぱいに何の苦も無く走れるような人でも逃れることができないような災害の前では、寝たきりの方はなすすべなど無いのではないか？家から出たくないという認知症の方はどうなってしまうのだ。気持ちが落ち込むようなことしか考えられなかつた。何も出来ない自分に怒りを感じた。罪悪感もあつた。

何気なく眺めていたYouTubeの映像に、救助されたおじいさんの映像があった。おじいさんは、救助されて笑顔。インタビューに答えて「チリ津波の時も大丈夫だった」と、そして「また再建しましょう」と言っていた。そのたくましさ、明るく前向きな言葉に励まされてしまった。

そうだよな、なにか自分で出来る事をやっていくしかないんだよなあと思った。震災の被災者に慰められ、力をもらった。

あれっ、これはいつものパターンだ。何かあって落ち込んだ時、いつも利用者やその家族の方の笑顔や一言で復活している。いつものパターンだ。

最後に、この度の地震、津波で被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加ください。

なお、非会員も参加可能ですが、参加費を1回につき1,000円とさせていただきます。ご了承ください。

会員は従来どおり無料です。(交流会等で参加費がかかる場合もあります。)

● 中央区支部定例会

日 時	4月18日(月)18:30~《※》
会 場	札幌市社会福祉総合センター4F視聴覚室
テ マ	「ケアマネのためのいやし講座」 ～笑いがあなたと利用者を救う！～
内 容	総会・講演会
講 師	交渉中
お問合せ	中央区社会福祉協議会 ☎ 281-6113

● 北区支部定例会

日 時	4月20日(水)18:30~20:00
会 場	北区民センター
テ マ	1. 地域における行政機能 ～行政とのよりよい連携の仕方を学ぶ～ 2. 平成22年度札幌市介護支援専門員北区支部事業報告
内 容	地域ケアにおける行政機能、役割、連携について事例を通して学ぶ
講 師	札幌市北区保健支援係 係長 岡島 さおり 氏
お問合せ	北区社会福祉協議会 ☎ 757-2482

● 東区支部定例会

日 時	4月20日(水)18:30~19:30
会 場	東区民センター3階 視聴覚室
テ マ	在宅トラブルの解決方法
内 容	在宅サービス提供時の金銭トラブルについて
講 師	北海道介護事業支援センター事務局長 弁護士 森谷 瑞穂 氏
お問合せ	東区社会福祉協議会 ☎ 741-6440

● 白石区支部定例会

日 時	4月22日(金)18:30~《※》
会 場	白石区民センター
テ マ	地域見守りサポーターとは
講 師	白石区社会福祉協議会 佐藤 朋紘 氏
お問合せ	白石区社会福祉協議会 ☎ 861-3700

● 厚別区支部定例会

日 時	5月未定 18:30~《※》
会 場	厚別区民センター
テ マ	未定
内 容	ケアマネジメント業務関係(予定)
講 師	未定
お問合せ	厚別区社会福祉協議会 ☎ 895-2483

● 豊平区支部定例会

日 時	未定
会 場	未定
テ マ	未定
内 容	未定
講 師	未定
お問合せ	豊平区社会福祉協議会 ☎ 815-2940

詳細が決まり次第ホームページにて掲載いたします。

● 清田区支部定例会

日 時	4月20日(水)18:30~
会 場	清田区役所 大会議室
テ マ	①平成23年度総会②法人化について
内 容	法人化についての説明
講 師	ケアマネ連協 副会長 由井 康博 氏
お問合せ	清田区社会福祉協議会 ☎ 889-2491

● 南区支部定例会

日 時	4月26日(火)18:30~《※》
会 場	南区民センター 視聴覚室A・B
テ マ	消費者被害の知識
内 容	講義形式
講 師	弁護士 渡 能史 氏
お問合せ	南区社会福祉協議会 ☎ 582-2415

● 西区支部定例会

日 時	4月22日(金)18:30~20:30
会 場	西区民センター 第1・2会議室
テ マ	「災害時の危機管理について」
内 容	緊急災害時に際してケアマネとしてやるべきことは何かを検討します。
講 師	札幌西警察署 (予定)
お問合せ	西区社会福祉協議会 ☎ 641-2400

● 手稲区支部定例会

日 時	4月14日(木)18:30~
会 場	手稲区民センター 第1・2会議室
テ マ	第1回定例会①活動内容報告②講話
内 容	①H22年度報告、H23年度計画 ②健康な足を保とう!!～フットケアの重要性～
講 師	医療法人社団延山会 西成病院 外来師長 有田 芳子 氏
お問合せ	手稲区社会福祉協議会 ☎ 681-2400

事務局からのお知らせ

①変更届について

ご自宅住所や勤務先に変更が生じた場合は、変更届にご記入のうえ、FAXまたは郵送でご提出ください。変更届(様式)は、本会ホームページからダウンロードできます。

転居された方!!

②会費のお支払いについて

平成23年度の会費のお支払いにつきましては、6月にご請求を予定しております。